

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

松江市長

公表日

令和7年1月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
②事務の内容	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務を行っている。医師会、歯科医師会等との委託契約により、がん検診、歯周疾患検診等(以下「住民健診」という。)を市民が受診できる機会を設けている。また、この検診の受診履歴・結果の管理を行い、医療機関への委託料の支払い等の事務や個別の受診勧奨等を行っている。
③対象人数	☐ 10万人以上30万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	1 入力機能 がん検診等の実施状況の入力や管理 2 データ照会機能 受診・実施内容の確認 3 データ抽出機能 集計、統計資料作成等のデータ抽出
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他 (☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム2～5

システム2

①システムの名称	番号連携サーバー
②システムの機能	1 個人番号管理機能 個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理する機能 2 アクセス制御機能 個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う機能 3 個人番号確認機能 個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する機能 4 中間サーバー連携機能 情報連携に必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバーへ連携する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 (健康管理システム、中間サーバー ☒ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10 システム管理機能 処理状況の管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 宛名システム等 [☐] その他 ([☐] 庁内連携システム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 税務システム)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
健診ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表の111の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の139の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健診ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民検診対象者
その必要性	住民検診を行う上で、住民検診対象者及び受診者を把握し、受診履歴を管理する必要がある。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	【個人番号、その他識別情報(内部番号)】 ・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 【4情報、その他住民票関係情報】 ・本人確認、本人への問い合わせのために必要 【業務関連情報 各がん検診の受診医療機関、受診結果等】 ・対象者の選定、受診者の管理のために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和4年4月1日
⑥事務担当部署	健康福祉部健康推進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 各支所市民生活課、こども家庭支援課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
③使用目的 ※		住民検診の対象者、受診者及び受診結果を管理するため
④使用の主体	使用部署	健康福祉部健康推進課、各支所市民生活課、こども家庭支援課、発達・教育相談支援センター
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【情報登録】 住民健診(各種がん検診)の受診者情報を連動している住基情報で個人を特定し登録を行う。 【閲覧】 受診券発行の際に個人照会から個人を特定し、健診結果等を閲覧することで各種健診の該当者が判断している。
	情報の突合	氏名、性別、生年月日、住所の4情報又は宛名番号での突合
⑥使用開始日		令和4年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 富士通Japan(株) 島根支社
再委託	④再委託の有無 ※ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 再委託申請(事業者名、作業者、作業内容、作業期間、作業場所等記載)に対する承認
	⑥再委託事項 ハードウェア保守、遠隔地媒体保管
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜松江市における措置＞ 1 下記の措置を講じるデータセンター内のサーバー室に設置したサーバー内に保管され、バックアップ媒体は同データセンター内の保管室に保管される。 (1) データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。 (2) サーバー室は、ICカードとパスワードによる個人認証及び生体認証による入室管理を行っている。 (3) サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証を必要とする。 (4) 保管室は、生体認証による入室管理を行っている。 2 バックアップ媒体については、上記データセンター以外にも、下記の措置を講じる別のデータセンター内の保管室に保管される。 (5) データセンターは、事前申請方式の有人受付による入館管理を行っている。 (6) 保管室は、生体認証による入室管理を行っている。 (7) バックアップ媒体の移動及び保管に当たっては、GPSIによる所在確認が可能なケースに格納する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

健診ファイル

【識別情報】

1.個人番号、2.宛名番号

【連絡先情報】

1.氏名、2.生年月日、3.性別、4.住所、5.電話番号、6.世帯番号、7.続柄、8.世帯主氏名

【業務関係情報】

＜肺がん検診(一次)＞

1.肺がん健診の受診年度、2.肺がん検診の受診日、3.肺がん検診の受診時年齢、4.肺がん検診の受診医療機関名、5.肺がん検診の受診方法、6.肺がん検診の精密検査対象有無

＜肺がん検診(精密)＞

7.肺がん健診の精密検査受診年度、8.肺がん検診の精密検査受診日、9.肺がん検診の精密検査受診時年齢、10.肺がん検診の精密検査受診医療機関名

＜乳がん検診(一次)＞

11.乳がん健診の受診年度、12.乳がん検診の受診日、13.乳がん検診の受診時年齢、14.乳がん検診の受診医療機関名、15.乳がん検診の受診方法、16.乳がん検診の精密検査対象有無

＜乳がん検診(精密)＞

17.乳がん健診の精密検査受診年度、18.乳がん検診の精密検査受診日、19.乳がん検診の精密検査受診時年齢、20.乳がん検診の精密検査受診医療機関名

＜胃がん検診(一次)＞

21.胃がん健診の受診年度、22.胃がん検診の受診日、23.胃がん検診の受診時年齢、24.胃がん検診の受診医療機関名、25.胃がん検診の受診方法、26.胃がん検診の精密検査対象有無

＜胃がん検診(精密)＞

27.胃がん健診の精密検査受診年度、28.胃がん検診の精密検査受診日、29.胃がん検診の精密検査受診時年齢、30.胃がん検診の精密検査受診医療機関名

＜子宮頸がん検診(一次)＞

31.子宮頸がん健診の受診年度、32.子宮頸がん検診の受診日、33.子宮頸がん検診の受診時年齢、34.子宮頸がん検診の受診医療機関名、35.子宮頸がん検診の受診方法、36.子宮頸がん検診の精密検査対象有無

＜子宮頸がん検診(精密)＞

37.子宮頸がん健診の精密検査受診年度、38.子宮頸がん検診の精密検査受診日、39.子宮頸がん検診の精密検査受診時年齢、40.子宮頸がん検診の精密検査受診医療機関名

＜大腸がん検診(一次)＞

41.大腸がん健診の受診年度、42.大腸がん検診の受診日、43.大腸がん検診の受診時年齢、44.大腸がん検診の受診医療機関名、45.大腸がん検診の受診方法、46.大腸がん検診の精密検査対象有無

＜大腸がん検診(精密)＞

47.大腸がん健診の精密検査受診年度、48.大腸がん検診の精密検査受診日、49.大腸がん検診の精密検査受診時年齢、50.大腸がん検診の精密検査受診医療機関名

＜肝炎ウイルス検診(一次)＞

51.肝炎ウイルス健診の受診年度、52.肝炎ウイルス検診の受診日、53.肝炎ウイルス検診の受診時年齢、54.肝炎ウイルス検診の受診医療機関名、55.肝炎ウイルス検診の受診方法、56.肝炎ウイルス検診のB型肝炎ウイルス検査判定、57.肝炎ウイルス検診のC型肝炎ウイルス検査判定

＜肝炎ウイルス検診(精密)＞

58.肝炎ウイルス健診の精密検査受診年度、59.肝炎ウイルス検診の精密検査受診日、60.肝炎ウイルスの精密検査受診時年齢、61.肝炎ウイルス検診の精密検査受診医療機関名

＜歯周疾患検診(一次)＞

62.歯周疾患健診の受診年度、63.歯周疾患検診の受診日、64.歯周疾患検診の受診時年齢、65.歯周疾患検診の受診医療機関名、66.歯周疾患検診の受診方法、67.歯周疾患検診の健全歯数、68.歯周疾患検診の未処置歯数、69.歯周疾患検診の処置歯数、70.歯周疾患検診の要補綴歯数、71.歯周疾患検診の欠損補綴歯数、72.歯周疾患検診の現在歯数、73.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(17または16)、74.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(11)、75.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(26または27)、76.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(47または46)、77.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(31)、78.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(36または37)、79.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(最大値)、80.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(17または16)、81.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(11)、82.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(26または27)、83.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(47または46)、84.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(31)、85.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(36または37)、86.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(最大値)、87.歯周疾患検診の歯石の付着、88.歯周疾患検診の口腔清掃状態、89.歯周疾患検診の粘膜所見、90.歯周疾患検診の判定区分

＜歯周疾患検診(精密)＞

91.歯周疾患健診の精密検査受診年度、92.歯周疾患検診の精密検査受診日、93.歯周疾患の精密検査受診時年齢、94.歯周疾患検診の精密検査受診医療機関名、95.歯周疾患検診の精密検査結果

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健診ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住基情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。 ・住民からの申告・申請情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し定期的に点検することを可能とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置> ・システムを使用できる職員を限定し、ID、パスワード、生体認証による認証を実施している。また、認証後もユーザーごとにシステム上での利用可能な機能を制限することで、不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 <入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置> ・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 <入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置> ・庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、庁内専用回線を使用している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者以外が、特定個人情報を参照できない仕組みを講じている。 ・健康管理システムでは、特定個人情報を参照できる機能と情報を限定しており、設定された利用権限の範囲を超えてアクセスができないように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・健康管理システムへのアクセスにおいて、識別情報(ユーザID/パスワードと生体)による認証を実施している。また認証後は認可機能により、そのユーザが利用できる機能を制限することで、不正利用が行えないよう対策している。
その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏えいを防ぐために保管管理に責任を負う。 ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託については、事前申請書を提出させ、審査のうえ適当と判断したものについて承諾している。委託先が責任を持って再委託先を管理・監督し、委託先と同等のセキュリティの確保を行わせる。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、「松江市新行政情報システム構築・運用業務」企画提案実施要領に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 2 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 (1) 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 (2) 閲覧、更新権限を持つ者を必要最小限にする。 (3) 閲覧、更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 (4) 閲覧、更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 3 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 (1) 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 (2) 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を求めるとともに、その記録を残す。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法の規定に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 <物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <技術的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 具体的な方法
	十分に行っている 事務担当職員及び事業者に対して、定期的に必要な知識の習得に資するための研修や指導を行う。 <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号690-8540 島根県松江市末次町86番地 松江市役所 総務部総務課 法制・情報公関係 電話番号 0852-55-5555(代表)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号690-8540 島根県松江市末次町86番地 松江市役所 政策部デジタル戦略課 情報システム係 電話番号 0852-55-5555(代表)
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	I-4. 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の111の項		
令和7年1月30日	5. -②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の139の項		
令和7年1月30日	6. 評価実施機関における担当部署	健康部健康推進課	健康福祉部健康推進課		
令和7年1月30日	II-2. -⑥事務担当部署	健康部健康推進課	健康福祉部健康推進課		
令和7年1月30日	II-3. -②入手元 評価実施期間内の他部署	子育て支援センター	こども家庭支援課		
令和7年1月30日	II-3. -④使用の主体 使用部署	健康部健康推進課、各支所市民生活課、子育て支援センター	健康福祉部健康推進課、各支所市民生活課、こども家庭支援課、発達・教育相談支援セン		
令和7年1月30日	II-3. -④使用者数	10人以上50人未満	50人以上100人未満		
令和7年1月30日	IV-2. -①連絡先	政策部情報統計課	政策部デジタル戦略課		